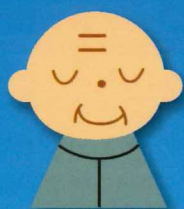




いつも、あなたのそばに。

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。



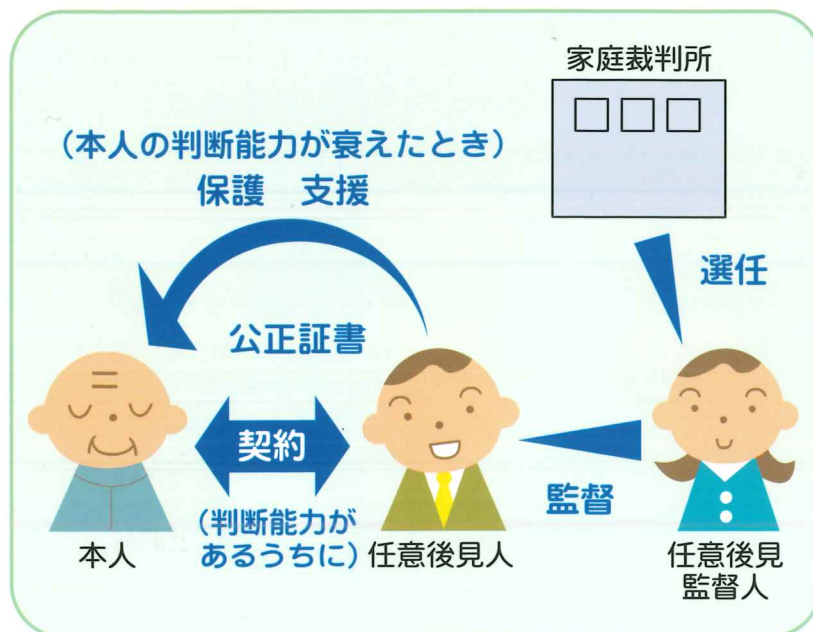
成年後見制度のご案内



成年後見制度は、あなたがあなたらしく生きるための制度です。

最近よく耳にするようになった「成年後見」という言葉。「後見」というのは文字どおり「後ろから見守る」ということ。つまり、裁判所から選ばれた、あるいは、自分をお願いした支援者の方が、必要な見守りを続けながら、ご本人の財産や権利を守るしくみが成年後見制度です。

■任意後見(にんいこうけん)



どのような制度ですか？

将来、自分の判断能力が衰えたときにそなえて、あらかじめ支援者(任意後見人)を選んでおきます。将来の財産や身のまわりのことなどについて、「こうしてほしい」と、具体的な自分の希望を支援者に頼んでおくことができます(任意後見契約)。

「任意」という意味は、「自分で決める」ということです。万一のときに、「誰に」、「どんなことを頼むか」を「自分自身で決める」しくみなのです。任意後見人は複数でもかまいません。

どのような手続きをすればいいのですか？

任意後見契約は、公正証書をする必要があります。契約にあたっては、契約の内容を事前によく検討することが必要です。任意後見契約では、例えば次のようなことを依頼しておくことができます。

- ☆大事な権利書や預金通帳を預かって管理してください。
- ☆生活費は預金の中から、毎月〇万円をあててください。
- ☆病気になったら〇〇病院に入院したいので、その手続きをお願いします。

どのような場合に利用するのですか？

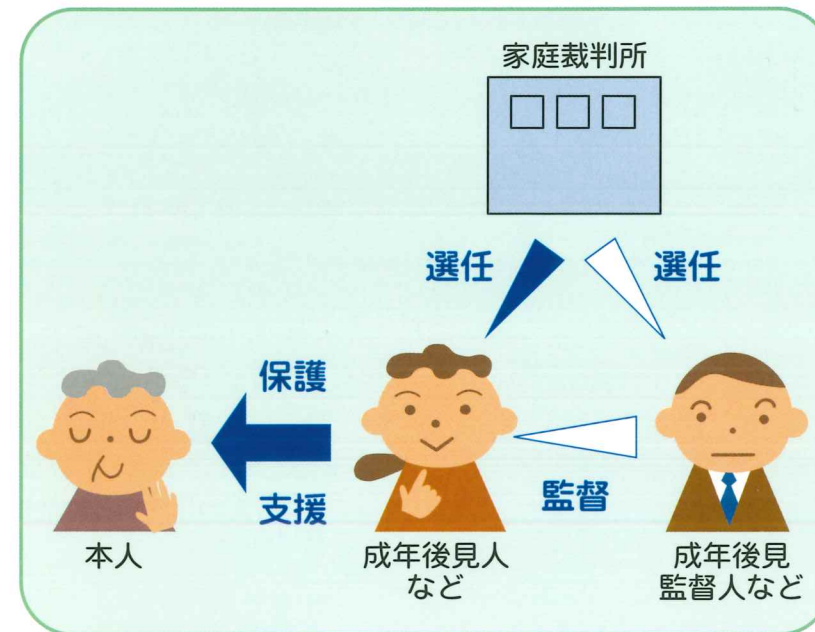
この手続を利用することで、次のようなお悩みや不安を解決する手助けとなります。

- 身寄りがなく、一人暮らしをしています。今年で70才になりますが、今のところは体は元気で生活に不自由はありません。でも、近い将来、自分の財産や身のまわりのことがどうなるか、とても不安です…。
- 知的障がいを持つ子供の母親です。私自身が高齢なので、私が亡くなった後の子供の生活がとても心配です…。

あなたが自分らしく生きるために、また、大切な家族のくらしを守るためにも、是非とも知っておきたい制度です。

成年後見制度には、「任意後見」と「法定後見」の2つの制度があります。

■法定後見(ほうていこうけん)



どのような制度ですか？

すでに判断能力が衰えてる方のために、家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ制度です。選ばれた支援者は、ご本人の希望を尊重しながら、財産管理や生活環境を整えるお手伝いをします。ご本人の判断能力の程度に応じて、次の3つの類型にわけられます。

後見
ほとんど判断することができない

保佐
判断能力が著しく不十分である

補助
判断能力が不十分である

どのような手続きをすればいいのですか？

法定後見を始めるには、家庭裁判所に申立をする必要があります。申立ができる人は、夫(妻)や4親等以内の親族など、法律で定められています。誰をご本人の後見人等にしたいか、その候補者の希望を述べて申立をすることもできます。また、一定の条件を満たす場合には、市町村長が申立することもできます。

どのような場合に利用するのですか？

この手続を利用することで、次のようなお悩みや不安を解決する手助けとなります。

- 不動産を売って老後の生活資金にしたいのですが、夫の判断能力が衰えてしまって、売買契約が結べません…。
- 父の相続が開始して遺産分割の協議をしたいのですが、兄に知的障がいがあり、遺産分割協議をすることができません…。
- 一人暮らしの母が、最近判断能力が衰えてきたためか、訪問販売で必要もない高額な商品を何度も買わされてしまって…。
- 老人ホームの職員ですが、最近、身よりのない入所者の方の判断能力が衰えてきて、施設の契約や財産の管理がうまくできるか心配しています…。

これで安心! あなたの老後、あなたの財産。 ～リーガルサポートが提案する任意後見契約の活用例～

リーガルサポートでは、任意後見に関するご相談をお受けし、ご本人の意思を尊重した任意後見業務を行うとともに、必要に応じていくつかの契約もご提案させていただきます。

認知症になったらどうしよう?万一入院して意識が無くなったら入院費の支払いは誰にたのめば?自分が亡くなった後のことはどうなるの?そんな将来の不安に備える制度が任意後見制度です。一人で悩む前にどんなことでもご相談ください。

ご本人の判断能力が衰えた場合には、担当者から家庭裁判所に任意後見監督人選任を求める申立を行い、担当者が任意後見業務を行います。

家庭裁判所が選任した任意後見監督人は後見人が適切な業務を行っているかを監督します。

ご本人の死亡により任意後見契約は終了します。



ご契約の前に

担当者が、ご本人の希望や将来の不安をお聞きし、ご要望に添った契約書を作成します。

ご要望により**財産管理**、**死後事務**に関する契約書や**遺言書**作成も行います。



任意後見契約の締結(見守り契約の締結)

見守り業務を開始し、担当者から定期的な電話連絡や訪問を行い、ご本人の状況を把握します。

財産管理業務開始



ご本人の判断能力の衰えはないけれど、身体の衰えなどから財産管理業務を希望される場合は、あらかじめ財産管理契約を締結します。この場合リーガルサポートは、担当者が作成した契約内容を事前に確認し、締結には立会人として関与し、事務遂行に関しても指導監督します。

任意後見業務開始



任意後見契約に基づき、財産をお預かりして、ご本人の意思を尊重した任意後見業務を行います。※



契約終了に伴う事務

相続人等に対して管理業務について報告し、ご本人の財産を引き渡します。

死後事務の契約がある場合は、親族等への連絡、葬儀や永代供養、家財道具の処分などの事務を行います。

亡くなられた後の事務



リーガルサポートの指導・監督

※任意後見業務が開始すると、任意後見人には契約で定めた報酬、任意後見監督人には裁判所が定めた報酬が発生します。

リーガルサポートおおさか 4つの安心



- 1 司法書士で構成される公益社団法人です。**
リーガルサポートは、後見制度の普及と後見人を養成・供給するために、法務大臣の許可を受けて社団法人として全国で最初に設立されました(現在は公益社団法人)。各都道府県に1つずつ(北海道は4つ)、合計50の支部が存在します。
- 2 リーガルサポートに登録され、法律実務に精通した司法書士を後見人等候補者として推薦しています。**
- 3 リーガルサポートは、後見人等に就任した会員を指導し、監督します。**
後見人等に就任した会員に定期的な業務報告を求め、積極的に関与し、監督します。万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡ください。電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。(予約電話番号 06-4790-5643)
- 4 リーガルサポートの会員の不誠実な行為により、万一、依頼者に損害を与えるようなことがあった場合、損失を補てんするための交付金があります。**

常設相談のご案内

成年後見制度や、高齢者・障がい者の方の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。
何でもお気軽にご相談ください。

〔電話相談〕

電話番号

06-4790-5656

日時

土・日曜日、祝日を除く**毎日**
午後1時～午後4時(予約不要)

〔面接相談〕

日時

毎週木曜日(但し、祝日は除く)

午後1時～午後4時、予約不要

受付時間:

午後3時30分まで

場所

大阪司法書士会館 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
(電話:06-6941-5351)



日時

毎週火曜日(但し、祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分、完全予約制

予約電話番号:06-6943-6099

お問い合わせは、平日午前10時～午後4時まで

場所

司法書士総合相談センター堺
堺市堺区中瓦町2丁目3番29号 瓦町ウエノビル4階



※相談日は年末・年始・その他休業日は除きます。

リーガルサポートおおさかでは、成年後見制度に関する講義、勉強会、相談会への講師、相談員を派遣しています。
どうぞお気軽にお問い合わせください。

公益社団法人 **成年後見センター・リーガルサポート大阪支部**

〒540-0019 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内

電話:06-4790-5643 FAX:06-6941-7767

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 <http://www.legal-support-osaka.jp/>

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>